東海村キャラクター「イモゾーファミリー」の利用 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「イモゾーファミリー(以下、「ファミリー」という。)」のイラスト、イラストから製作した立体物、写真及び動画(以下「イラスト等」という。)を利用することに関して必要な事項を定め、もって東海村(以下「村」という。)のPR、産品の販路拡大、村の産業振興等に寄与することを目的とする。

(イラスト等の利用に関する権利)

- 第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、東海村観光協会(以下「協会」という。)に属する。
- 2 イラスト等の利用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(イラスト等の利用許諾)

- 第3条 イラスト等を利用しようとする者は、イラスト等の利用 に係る許諾(以下、「許諾」という。)について申請を行い、東 海村観光協会会長(以下「会長」という。)の許諾を受けなけ ればならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号に該当する場合は、前項の規定による手続きを省略することができる。
 - (1) 村の機関が利用する場合
 - (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しく は雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記 事等に利用する場合
 - (3) 村が後援し、又はファミリーが出演するイベント等の

主催者がイベント等の告知物又は記録物を作成する場合

- 3 前2項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法に規定する著作権の制限に該当する場合は、第1項の規定による手続きを要しない。
- 4 前条第2項ただし書に規定するイラスト等の利用については、第2項の規定を準用する。

(許諾の申請)

- 第4条 前条第1項の規定により許諾の申請を行おうとする者は、イモゾーファミリーイラスト等使用許可申請書(様式第1号)に利用の目的を明らかにする書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定による申請を行った者(以下「利用申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用申請の手続き)

- 第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用を許諾するものとする。この場合において、会長は、イラスト等の利用方法その他について、必要な条件を付することができる。
- 2 会長は、前項の規定による許諾を行ったときは、イモゾーファミリーイラスト等使用許可通知書(様式第2号)により利用申請者に通知するものとする。
- 3 利用申請者が利用の許諾を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(利用許諾の制限)

第6条 会長は、利用申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めたときは、当該利用を許諾しないものとする。ただし、第4号に該当し、又は該当するおそれがある場合で当該使用が村の宣伝又は広報に寄与すると会長

が認めるときは、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人,団体,法人(村を除く。),商品等を支援 し,若しくは推薦し,又はこれらを行うおそれがあると 認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したもの に関する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から 第7号までに規定する営業又はその広告等に利用する 場合
- (7) イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせる おそれがあると認められる場合
- (8) ファミリーのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- (10) その他、会長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合
- 2 会長は、前項の規定により前条の許諾を行わないときは、イモゾーファミリーイラスト等使用不許可通知書(様式第3号)により利用申請者へ通知するものとする。

(許諾内容の変更等)

- 第7条 第5条第2項の許諾を受けた者(以下「利用者」という。) は、当該許諾を受けた内容について変更しようとするときは、 あらかじめイモゾーファミリーイラスト等使用変更許可申請 書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければな らない。
- 2 会長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該変

更申請の内容を審査し、当該変更申請の内容が適正と認められるときは、変更についての承認をするものとし、イモゾーファミリーイラスト等使用変更許可通知書(様式第5号)により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあること に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意するこ と。
 - (2) イラスト等の利用は、許諾(前条第2項の規定による 変更承認があった場合は、変更後のものをいう。以下同 じ。)を受けた内容に限ること。
 - (3) 許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
 - (4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかにする ため、利用対象物等に販売者、製造者又は制作者の名称 と連絡先を明示するよう努めること。
 - (5) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、当該委託の契約において許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付け、利用者の責任において数量管理を徹底すること。
 - (6) 許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプル を提出すること。この場合において、完成品の写真又は サンプルの提出が困難な場合における提出物は、会長が 別に指示する。
 - (7) 協会が行う売上調査その他の照会に応じること。
 - (8) 各種の法令を遵守すること。

(利用料)

- 第9条 イラスト等の利用料については,当分の間,無料とする。 (利用許諾の取消し等)
- 第10条 会長は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めたときは、許諾を取り消すことができる。

- (1) イモゾーファミリー画像等使用許可申請書又はイモゾーファミリー画像等使用変更許可申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (3) その他許諾が不適当であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による取消しを行ったときは、イモゾーファミリーイラスト等使用許可取消通知書(様式第6号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 前項の取消しを受けた者は、取消しの日から取り消された許諾に係る利用対象物等にイラスト等を利用することができない。
- 4 会長は、許諾の取消しを受けた者に対して、許諾の取消しを 受けた利用対象物等の回収等の措置を請求することができる。
- 5 会長及び協会は、前3項の規定により許諾の取消しを受けた 者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 会長は,第1項の規定による取消しを受けた者が当該取消し 後に行った許諾の申請について,必要と認める期間,許諾を行 わないことができる。
- 7 許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う許諾の申請 については、前項の規定を適用する。
- 8 前2項の必要と認める期間は、第6項の規定によるものについては取消しの日から、第7項の規定によるものについては協会が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(利用の非独占性等)

- 第11条 この規程による許諾は、独占してイラスト等を利用する権利(利用者が自己の商標とすること、意匠とすること等を いう。)を付与するものではない。
- 2 この規程による許諾は、利用者又は利用対象物等について、 協会が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 協会は、この規程による許諾の申請、許諾の内容の変

更及びイラスト等の利用に係る経費又は役務を負担しない。 (賠償責任等)

- 第13条 協会は、許諾を行ったことに起因して利用者に生じた 損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた ときは、これに対する全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさない ように処理するものとする。
- 3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。
- 4 会長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(情報の公開)

第14条 会長は、イラスト等の適正な管理及び利用促進を図る ため、許諾の状況及び許諾の取消し状況について情報を公開す ることができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、東海村観光協会事務局が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の利用に関 し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年 9月 3日から適用する。 改 定

この規程は、平成29年 5月 1日から適用する。

【別記】

イモゾーファミリー

